

か。また、著書「タテ社会の人間関係」で有名な文化人類学の中根チエ先生（東京大学教授）の講義は、私の未知の世界の経験に基づく理論体系と、それよりもまず、直接そういう先生の講義をきけるということがうれしくてたまらなかったのです。もちろん本を読むだけでも知識は得られるのだけれどそれだけではどうしても得られないある種の感激と親しみを持つことができるのが講義をきくという最大の収穫なのです。これはどの講義についてもいえることで、不幸にしてその内容に興味をもてなくても、講義をきくということは、その先生の思索活動の内容に、接することができるということなのです。そういうことには食欲であればあるほどよいと思うのです。しかし残念なことに私もそれに気がついたのは大学を出て自分が教えることになってからです。

もう一つ、私を感じることは、大学には

いったら、あまり最初から専門のことにとらわれないで、できるだけ語学をやるといと思います。英語は私たちが中学生時代からやっているのですが、受験勉強のようなやり方ではなく何か原書を読むことをぜひしたらよいと思います。専門書でも小説でも何でも自分が興味を持てるものを一冊選んで読むのです。

もちろん大学で講義に期待をするのは当然のことです。しかしそれ以上に、自分で何かを探し出すことが大切なのです。それをぜひこの時代にやらなくては、社会に巣立ってからではできないことだと思います。そういう意味で、特に一般教養の講義では、思索の指針になるもの、また考えるということをとりにれた方法が特に重要と思えるのです。私もこの時代にはおおいに悩み、不満を感じ、暗中模索の状態だったと思います。

プロゼミ雑感

上 村 貞 美

教師になってつくづく感じるのであるが、新米の教師にとって授業を受け持つことは、なかなかたいへんなことである。現在のところ、講義2つと演習1つを担当している。講義の方は法学通論と日本国憲法の2つであるが、教育学部と経済学部の学生のほとんど全員と、かなり多数の農学部学生が受講するので、いきおい受講生の数は極めて多く、今年などは、私が担当している分だけでも、帳簿上530人もいる。このように受講生が多いのは、新米の教員にとっては、かなりの負担である。言葉につ

まって冷や汗をかいたのは、一度や二度では決してない。学生のなかには、私語をするのもいれば、大声で挑発的な(?)あくびをするものもいる。とにかく多数の学生をひきつけて授業を進めるのは、新米の教師には至難の業である。

演習の方にも講義とはまた違った悩みがある。当初一般教育の演習を持たなければならぬと聞かされたとき、これはたいへんだと思った。

昭和44年頃から、全国の各大学でカリキュラム改革の一つとして、専門担当の教員

が、主として一年生を対象にして、プロゼミあるいは基礎ゼミの名で一般教育に演習科目が提供されるようになってきた。私の出身大学でも法学部所属の教官のいく人かが、このプロゼミを担当していた。当時大学院であった私は、プロゼミを新しく設けたものの、なかなかうまくいかないいくつかの事情を聞き知っていた。

そのせいもあって、自分が一般教育の演習科目を相当することには、かなりの不安があった。しかも、プロゼミというのは、各学部の専門を担当している教師が、その学部の学生を対象にして行う、いわゆるくさび型のゼミである、という先入観があったので、受講生は教育学部の学生であり、経済学部や農学部の学生はいないと思っていた。したがって、テーマも教育と法とがかわりあう問題を扱うことにしていたのであるが、最初の授業の日に、受講生の大半は経済学部の学生であることが判明し、テーマも変更しなければならないような事態になってしまったのである。

こうして出鼻をくじかれてスタートした私の担当している一般教育の演習科目も、今日まで一年半を経過した。講義の方は、講義用のノートが蓄積され、一年一年経験をつむことによって、徐々にではあるが進歩しているのに比して、演習の方は、相変わらずうまくいかない。

演習のやり方であるが、主として法学部の学生を対象にして書かれたプロゼミ用の書物をテキストとして使用している。問題毎に24項目に分かれているのでそのなかから各自が一番関心のあるテーマを選択してその勉強の成果を報告し、その報告を中心として討論するという形式をとっている。レポーターになった学生(通常2名)は、自分の関心のある問題でもあるし、前に坐っ

て発表しなければならないから、貸し与えた文献や指示した文献などを読んできて報告する。ところが、それ以外の学生は勉強してきていないせいもあって、ほとんど発言しない。今流にいえばシラケてしまうのが、たびたびでゼミにならない。仕方がないから、こちらが話しをし、結局のところ一方通行に終わってしまう。これには無理からぬ側面がある。受講生の中には一年生の占めるパーセンテージが高い。また二年生以上であっても、一年生の時に講義の方の法学を履修したものは皆無である。講義と演習の両方をとったところで、単位数には算入されても、社会科学系列必修の3科目に計算されるのは一つだけだからである。こうして演習に参加している学生は、ほとんど法学の基礎的な知識がない状態なのである。これでは通り一べんにテキストを読んだだけでは内容が理解できるはずもなく、また発言しようにも発言できないであろう。

たしかになかには熱心な学生もいることはいる。よく勉強してきてレポーターを困らせるような質問をする学生などはその典型であろうが、しかしそうした学生は特別の例外であって、なかにはテキストすら読んでこないようなものもあるかもしれない。

こんなにシラケルのは、一般教育の演習だけであろうか。専門のゼミではこんなことはないのだろうか。またくさび型のプロゼミ——香川大では経済学部で2年生を対象に開講しているようであるが——ではどうであろうか。学生は自分の将来専門とする科目と関係がないために余り関心ももたないし勉強もしてこないであろうか。そもそも香川大の一般教育の演習のようなプロゼミとは違った演習は存在理由があるの

だろうか。

いろいろとわからないことばかりであるが、ともかくもなんとかあのシラケル状態は打開しなければならない。そのために、レポーター以外に5名ぐらいディスカッションを事前に指名しておき、必ず討論させるようにすれば、あのシラケル弊害は若干緩和できるかもしれない。ディスカッ

ントに指名されなかった学生は、相変らず勉強してこないかもしれないが、回転が速くなって今よりは勉強しなければならないようになるかもしれない。討論も活発になり、ゼミの雰囲気も盛り上がれば一石二鳥である。機を見てやろうと考えている次第である。

ある憲法改正論者の夢想

江 幡 裕

「憲法・教育基本法体制を守れ」「憲法・教育基本法の理念に基づいた国民教育を」という主張やスローガンに接するたびに、現在進められている教育政策への批判・抵抗・改革の意志の象徴的な表現、戦前の教育勅語体制に対する戦後のその歴史的・教育制度論的な優越性の確認という側面での正当さへの共感を覚えつつも、少なからぬいらだちと違和感を感じてしまう。そして、密やかに「いや、俺は憲法改正論者だ！」などと口ごもったりする。

日本国憲法が「神の啓示」の集成ではなく、1945～46年という歴史的な時点において、政治的な過程の中で作成された歴史的、政治的な「法」であるかぎり、そのようないらだちやつぶやきも許されるであろう。いなむしろ、教育勅語を偶像化し、それを越えたところで教育を考えようとしなかったという誤ちを今、日本国憲法の下でくり返さないためにもそれは必要なことであると思われる。

「第1章天皇」をはじめいくつかの条項が小生をして「憲法改正論者だ！」とつぶやかせしめるが、ここではとくに第26条に

ついて考えてみたい。

同条第1項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定している。この規定は最近の「教育権論」の中において「教育を受ける権利(=学習権)」、「国民の教育権」の概念の直接的な法源として高く評価され、「守るべき条項」「基づくべき理念」と位置づけられている。

ところで、小生は「法律の定めるところにより」、「その能力に応じて」、「ひとしく」という3つの修飾語文節のそれぞれにこだわりを感じる。教育法解釈学の中で現在様々な議論がなされていてこの修飾語文節の解釈、相互の関連については複雑であるが、その小生のこだわりを中心に述べてみたい。「夢想」と題するゆえんである。

「法律の定めるところにより……教育を受ける権利を有する」は、「法律の定め」によって「教育を受ける権利」の保障の形態、領域、内実、さらには具体的な権利主体が確定されることを意味していると解せるし、また現実にそうなっている。これ